

22. 山梨県北都留郡巖村梁川村戸長役場引継文書目録(41N-4)

目 次

解 題

22・1. 巖村事務所・村役所文書/1876年(明治9)―1884年(明治17) ……………p.140

22・1・1. 土地 1―3

解 題

歴史 巖村は、桂川(相模川上流部)とその支流鶴川の合流点に位置し、桂川に沿う甲州街道の新道が村内を東西に横断しており、上野原町の南西端に位置する。近世では、ここに川合、四方津、松留、ハツ沢の4か村があり、いずれも郡内領に属していた。『旧高旧領取調帳』による村高では、河合村が120石余、四方津村が196石、松留村が89石、ハツ沢村が171石余であった。

近代では、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十一区、1876年(明治9)に山梨県第三十区となり、1878(明治11)年の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)11月28日には、4か村が合併して巖村と称した。巖村の面積は、東西1里5町・南北1里10町であった(『山梨県市郡村誌』)。

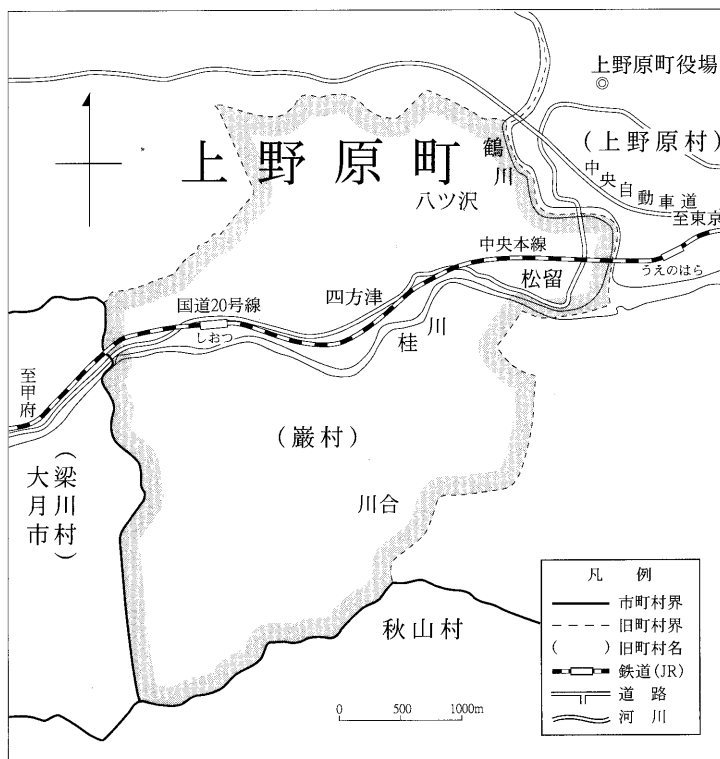
同村の村政機構は、1875年の「巖村事務所」、1878年(明治11)の「巖村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、梁川村との聯合戸長役場が組織され、「巖村梁川村戸長役場」(目録本文の表記にあたっては名称を巖村外一箇村戸長役場に統一した)を両村の中間、梁川村新倉組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、梁川村との聯合を解消して単独で施行し、「巖村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、342戸、2129人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1262円73銭1厘、反別は田7町1反8畝3歩・畑172町4反4畝2歩・切替畑55町2反9畝14歩・宅地15町1反9畝14歩・竹藪1反2畝17歩・林34町4反9畝11歩・芝地2町2反3畝3歩・合計286町9反22歩である(『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)によって補訂)。

その後、1955年4月1日には上野原町、大目村、甲東村、大鶴村、島田村、西原村、桐原村と合併、上野原町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」であったが、

図16 巖村役所管内要図



『史料総覧』の編集の際に分割してこの文書群とした(41N-4)。また、文書群名を『史料総覧』では、「巖村戸長役場文書」としたが、戸長役場の名称は、前記の通り「巖村外一箇村戸長役場」である一方、史料の下限は、巖村役所期にとどまっている。ただ、書込み下限からすると、戸長役場期まで下ると考えられるので、文書群名を「巖村梁川村戸長役場引継文書」とした。

数量は3点、書架延長は0.1m未満である。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、史料自体に明示はないが、村事務所・村役所期と推定される。いずれも地租改正前後の土地関係文書である。目録編成の第1次項目としては、巖村事務所・村役所文書(22・1。3点)を設定し、第2次項目は、土地とした。

関連史料 上野原町役場および教育委員会では、旧巖村の関連史料の残存を確認していない。とくに巖村では、1887年(明治17)に役場が焼失し文書の残存がとくに乏しいとのことである。

参考文献

・上野原町誌編纂委員会編『上野原町誌』上・中・下、甲陽書房、1975年。

22・1. 巖村事務所・村役所文書

22・1・1. 土地

- 1 地所取調帳 人 山梨県第三拾区甲斐国都留郡巖村之内旧松留村。

作成:巖村事務所(推定). 明治[]。

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印. 副表題は掛紙。

地番:686-953番. 史料請求番号41N-4,149

- 2 地所一筆限取調帳 七号 二千五百六十九番ヨリ二千八百廿壹番マテ 北都留郡巖村川合組。

作成:巖村役所(推定). 明治[]。

1冊. 27cm. かぶせ綴。

内容:萩原担次郎分以下。

開披注意. 史料請求番号41N-4,150

- 3 無年期開墾帳 北都留郡巖村旧ハツ沢。

作成:巖村役所(推定). 明治[]。書込み

下限:明治19。

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印。

内容:尾形常造分以下. 史料請求番号41N-4,151